

性別による差別を禁止する

第9条

だれも学校、家庭、社会で性別によって差別をしてはいけません。

男のくせに、女のくせになどのひどい言葉を使ったり、相手をなぐったりしてはいけません。



学校、家庭、地域で男女共同参画の学習をすすめる

第12条

学校で、男女共同参画の学習をする。

家庭や地域でも男女共同参画について学習する。

